

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 6 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 住民基本台帳法施行条例（平成 14 年岩手県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（県の責務）</u></p> <p>第 2 条 県は、法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用及び提供を行うに当たっては、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）</u></p> <p>第 3 条 法第 30 条の 7 第 4 項第 2 号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p><u>（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）</u></p> <p>第 4 条 知事が行う法第 30 条の 7 第 4 項の規定による同条第 3 項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第 4 項第 2 号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p><u>（本人確認情報の利用に係る事務）</u></p> <p>第 5 条 法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務は、別表第 2</p>

(審議会)
第2条 [略]
(情報提供手数料の額)
第3条 [略]
(費用負担)
第4条 [略]
(補則)
第5条 [略]
附 則
[略]

のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)

第6条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関

(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第7条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(利用及び提供の状況の公表)

第8条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(審議会)

第9条 [略]

(情報提供手数料の額)

第10条 [略]

(費用負担)

第11条 [略]

(補則)

第12条 [略]

附 則

[略]

別表第1 (第3条関係)

<u>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</u>	<u>事 務</u>
市町村長	特定非営利活動促進法(平成

10年法律第7号)に関する事務のうち法別表第5に掲げるもの

別表第2 (第5条関係)

- (1) 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第4条の登録、同法第13条第1項の届出、同法第16条の2の届出、同法第22条の届出又は同法第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 地方税法 (昭和25年法律第226号) による県税の犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 宗教法人法 (昭和26年法律第126号) 第25条第4項の提出に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 薬事法 (昭和35年法律第145号) 第33条第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (7) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和38年法律第61号) 第3条の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (8) 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第4条の交付又は同法第5条の訂正に関する事務であって規則で定めるもの
- (9) 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第31条の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (10) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和40年法律第100号) 第3条の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (11) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和41年法律第109号)

- 第3条第1項の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (12) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (13) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (14) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者の新事業等の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (15) 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号の資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- (16) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可、同法第12条第3項の承認、同法第15条第4項の許可、同法第19条第1項の登録、同法第24条第1項の許可、同法第35条第3項の承認、同法第46条第1項の届出又は同法第61条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (17) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロ又はハの貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- (18) 岩手県退隠料等条例（昭和23年岩手県条例第75号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (19) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
- (20) 岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項

の許可、同条例第 13 条第 1 項の納付又は同条例第 14 条第 1 項の納付に関する事務であって規則で定めるもの

(21) 岩手県収入証紙条例（昭和 39 年岩手県条例第 39 号）第 5 条第 1 項の売りさばき人の指定に関する事務であって規則で定めるもの

(22) 屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）第 17 条の登録又は同条例第 21 条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(23) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）第 11 条の 2 第 3 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(24) 浄化槽法施行条例（昭和 60 年岩手県条例第 30 号）第 2 条の登録又は同条例第 6 条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(25) 岩手県産業廃棄物税条例（平成 14 年岩手県条例第 72 号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

(26) ペレットストーブの普及の促進に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

(27) 地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定に関する事務であって規則で定めるもの

(28) 高齢者向けの住宅の改修等に係る相談員の登録に関する事務であって規則で定めるもの

(29) 公有財産の売払いに関する事務であって規則で定めるもの

別表第 3（第 6 条関係）

<u>提供を受ける知事以外の執行機関</u>	<u>事務</u>
<u>監査委員</u>	<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u>

	<u>選挙管理委員会</u>	<u>公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の届出又は同法第 86 条の 4（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u>
		<u>公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条（漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条において準用する場合を含む。）の告示に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>議会</u>	<u>公有財産の売払いに関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>教育委員会</u>	
	<u>公安委員会</u>	
	<u>監査委員</u>	
	<u>人事委員会</u>	
<u>労働委員会</u>		

備考 改正部分は、下線の部分である。

第 2 条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 2（第 5 条関係）	別表第 2（第 5 条関係）

(1)～(22) [略]

(23) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）

第11条の2第3項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(24)～(29) [略]

(1)～(22) [略]

(23) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）

第12条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(24)～(29) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成19年5月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。